

本匿名組合に関する審査体制及び審査結果の概要

①当社の審査態勢（審査体制、審査手続き）について

当社が定める「案件審査会規程」に基づき、内部管理部門を管掌する取締役、**Legal & Compliance Division Manager**、**Corporate Management Division Manager** 及び外部の有識者で構成される案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

不承認のファンドについては取扱いを行わない、もしくは不承認の理由や課題を解決できた場合に再度、案件審査会を実施し、承認を得たファンドについて募集又は私募の取扱いを行います。

②審査結果の概要

当社は本匿名組合の組成に関し、本営業者及び本運営者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途等に関する審査を行い、本匿名組合契約の募集又は私募の取扱いを行うことについて妥当と判断しました。

但し、当社による当該判断は、出資対象事業の事業計画の実現を保証するものではありません。